



**St Leonard's College**

An education for life.

# 留学生

## 2019年度授業料および諸費



# 留学生

## 2019年度授業料および諸費

### 出願料

出願時に出願料300豪ドルを申し受けます。返金規定に定められた場合を除き、出願料は返金も譲渡もできません。

### 留学生入学金

入学許可書の受領に際して、留学生入学金2,400豪ドルを申し受けます。返金規定に定められた場合を除き、入学金は返金も譲渡もできません。

### 年間授業料

当校は1学年2学期制です。セメスター1(前期)は1月後半から6月までで、4月の中間休みでターム1とターム2に分かれています。セメスター2(後期)は7月から12月初旬までで、9月の中間休みでターム3とターム4に分かれています。

初回納入授業料や諸費は入学許可書に明記されており、受講開始の1ターム前に当初二学期分の払い込みが必要になります。二年目以降は、年二回の均等分割払いとなります。各学期開始1ターム前に請求書を発行します。

授業料や諸費には物品サービス税はかかりません。請求書の発行日から30日以内にお支払い下さい。金額は毎年変更・調整されます。

学年	2019年度年間授業料
3	\$29,994
4	\$29,994
5	\$32,493
6	\$32,493
7	\$37,560
8	\$41,620
9	\$41,790*
10	\$42,170
11	\$44,240
12	\$43,660

\*CUEビッグエクスペリエンス料金(4000~6000豪ドル)は該当する9年生につき別途請求します。

年間授業料には課目と課外授業の両方が含まれます。

国内生徒、オーストラリア国民、一時滞在ビザないし永住ビザ所持者は、適用料金が異なりますので、当校ウェブサイト参照して下さい。

## 健康保険

オーストラリア政府移民・国境警備省の規制により、当校に初めて編入する留学生は、オーストラリア入国前に、学生ビザの全期間をカバーする民間健康保険に加入することが義務づけられています。当校では留学生のために年間560豪ドル(もしくは当校指定の保険会社BUPAが定めるその他の額)で当該保険を購入します。保険料は留学の全期間分を請求します。

## ホームステイ

当校のホームステイファミリーに起居している生徒は、年間16,100豪ドルを支払います。上記金額は、一年につき46週間の滞在費、一日三食、インターネットアクセス、市内電話、洗濯代の合計です。

ホームステイ費用は年二回の先払いです。ホームステイプログラムの詳細やそれ以外の住宅オプションについては、「留学生ホームステイのしおり(International Homestay Brochure)」をご覧ください。

## その他の経費

当校で学ぶにあたっては、上記に加えて、制服代(600ドル~1000ドル)、書籍・文具代(500ドル)および該当する場合はスポーツ用具代や楽器代がかかることがあるので御注意下さい。

また、当校では生徒のコンピューター機器使用に関して、「自分の機材を使用(Bring Your Own Device = BYOD)」方式を採用しています。第10年生から12年生までの生徒は、自分で自分に合った機材を選択できます。第9年生以下の生徒はiPadが必須です。

使用機器の必須要件は以下のウェブサイト指定されています。<http://learn.stleonards.vic.edu.au/ipad/>

ここに掲げた「授業料および諸費」には、携帯電話費用、薬代、化粧品、交通費、娯楽費、小遣い等の生活費は含まれません。

## 2019年度の学費のまとめ

科目	金額
出願料*	\$300
留学生入学金*	\$2,400
授業料(第12年生)	\$43,660
ホームステイ費	\$16,100
健康保険料	\$560
<b>合計</b>	<b>\$63,020</b>
建設資金積立金拠出額(任意)	\$420

\*出願料と留学生入学金は一回限りで、入学時に支払います。

## 支払方法

以下の方法で支払うことができます。

- BPay
- クレジットカード(マスターカードもしくはVisa)
- デビットカードもしくは銀行振込
- 小切手もしくは送金小切手

## 返金方針

出願や入学申込が取り消された場合でも出願料、入学金は返還できません。

1. ビザ申請が却下された場合は、出願料、入学金、健康保険料、授業料を全額返還します。
2. 入学予定日の30日前以内に入学を取り消した場合は1000ドルの取消手数料を徴求します。
3. 入学後の自主退学には一学期の事前通告が必要です。それがない場合は一学期分の学費相当額の手数料を徴求します。
4. 返還は全てオーストラリアドル建てで、費用の支払を行った人に宛てて行われます。
5. 本方針の適用に当たっては、生徒の入学取消や退学にいたる経緯を考慮して決定します。
6. この契約は、当校が未払いの料金や課金の支払を求めて法的措置を取る権利を損ないません。
7. 返還請求を行うには、学籍抹消事由と学費返還請求を明記した書類を留学部長に提出して下さい。必要書類受理後6週間以内に返還請求の処理が行われます。